

健発 1112 第 1 号  
平成 26 年 11 月 12 日

[一部改正] 平成 27 年 2 月 2 日 健発 0202 第 10 号  
平成 27 年 5 月 13 日 健発 0513 第 1 号  
平成 29 年 3 月 31 日 健発 0331 第 5 号  
平成 30 年 3 月 19 日 健発 0319 第 1 号  
令和元年 6 月 26 日 健発 0626 第 2 号

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長

指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準（以下、「診断基準」という。）及び法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（以下「重症度分類等」という。）の具体的な運用基準を別添のとおり定め、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとしたので通知する。ただし、同法の施行前の準備のために使用することは差し支えない。